

り次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和4年9月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス柳原店 滑川市柳原59番16 他4筆

2 店舗を設置する者 株式会社コスモス薬品

3 店舗において小売業を行う者 株式会社コスモス薬品

4 新設の日 令和5年5月1日

5 店舗面積の合計 1,387㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地北側／55台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物敷地東側／15台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北西側／36㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内北側／11.79m³

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時及び午後9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場／午前8時30分～午後10時

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所／敷地北側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設／24時間

8 届出の日 令和4年8月31日

9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

10 縦覧期間 令和4年9月14日から令和5年1月16日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができ

る。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

警備員検定の実施について

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条第 1 項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第 7 条の規定により次のとおり公示する。

令和 4 年 9 月 14 日

富山県公安委員会委員長 林 和夫

1 検定実施日時、受検定員

警備業務の種別	級	実 施 日 時	定 員
施設警備業務	2 級	令和 4 年 12 月 22 日（木） 午前 9 時から午後 5 時まで	30 人
交通誘導警備業務	2 級	令和 4 年 12 月 23 日（金） 午前 9 時から午後 5 時まで	30 人

2 受検資格

富山県内に住所地がある者又は富山県内の営業所に属する警備員

3 検定実施場所

富山県富山市高島 7 番 11 号

富山県警察装備センター

4 事前受付の期間及び受付先

(1) 期間

令和 4 年 10 月 24 日（月）から同年 11 月 25 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話076-441-2211・内線3045）で電話受付する。

(3) 受検者の決定等

ア 受検希望者の数がそれぞれの定員を超えなかった場合は、その全員を受検者とする。

イ 受検希望者が定員に達した時点で受付を終了する。

5 検定申請書の受付期間及び受付先

(1) 期間

令和4年11月21日（月）から同年12月2日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

ウ 申請者が富山県内に居住することを証明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写しなど）

エ 申請者が富山県外に居住している場合は、富山県内に所在する警備会社の営業所に属することを証明する書面（所属証明書など）

(4) 提出方法

提出書類は受付先へ直接持参するものとし、郵送等による提出は認めない。

6 手数料

検定申請書提出の際、次に掲げる手数料を富山県収入証紙により納付すること。なお、申請後の受検の取りやめによる手数料の返還、受検種別の変更等は認めない。

検定の種別	受検手数料
施設警備業務 2級	16,000円
交通誘導警備業務 2級	14,000円

7 受検票の交付

検定申請書を提出した者に対しては、即日受検票を交付する。

8 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話076-441-2211・内線3045）

検定合格者審査の実施について

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第9条の規定により次のとおり公示する。

令和4年9月14日

富山県公安委員会委員長 林 和夫

1 検定合格者審査の実施日時、種別及び受検定員

(1) 令和4年12月19日（月）

午前10時から午後3時30分まで（受付は午前9時30分から）

ア 空港保安警備業務に係る1級の検定合格者審査

イ 空港保安警備業務に係る2級の検定合格者審査

ウ 施設警備業務に係る1級の検定合格者審査

エ 施設警備業務に係る2級の検定合格者審査

（受検定員はアからエの合計で10名）

(2) 令和4年12月20日（火）

午前10時から午後3時30分まで（受付は午前9時30分から）

ア 交通誘導警備業務に係る1級の検定合格者審査

イ 交通誘導警備業務に係る2級の検定合格者審査

(受検定員はア、イの合計で10名)

(3) 令和4年12月21日(水)

午前10時から午後3時30分まで(受付は午前9時30分から)

ア 貴重品運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査

イ 貴重品運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査

(受検定員はア、イの合計で10名)

2 検定合格者審査の実施場所

富山県富山市高島7番11号

富山県警察装備センター

3 事前受付の期間及び受付先

(1) 期間

令和4年10月24日(月)から同年11月11日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話076-441-2211・内線3045)で電話受付する。

4 申請手続

(1) 受付期間

令和4年11月14日(月)から同年11月25日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

の午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受付場所

審査申請書の提出は、次に掲げるいずれかの警察署において行うものとする。

ア 住所地を管轄する富山県内の警察署

イ 警備員として所属する営業所の所在地を管轄する富山県内の警察署

ウ 旧検定合格証の交付を受けた富山県内の警察署

(3) 申請書類

ア 審査申請書 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉

ウ 旧検定合格証の写し

エ 申請者の住所地が富山県内にある場合は、住所地を証明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写しなど）

オ 申請者が警備員として所属する営業所の所在地が富山県内にある場合は、営業所に属することを証明する書面（所属証明書など）

ただし、上記エ及びオのいずれにも該当する場合は、いずれか一方の書面を提出するものとする。

5 手数料

4,700円

審査申請書提出の際、手数料を富山県収入証紙により納付すること。

なお、申請後の受検の取りやめによる手数料の返還、審査種別の変更等は認めない。

6 その他

(1) 受検当日は、審査種別に係る旧検定合格証を持参すること。旧検定合格証の持参がない場合は審査を受けられない。

(2) 学科試験に合格した者は、実技試験に進み、徒手の護身術（基本の構え、体さばき、前突き）を行う。服装は動きやすいものであれば、特に指定はしないが、警備員としての品格を疑われるような服装は避けること（ヘルメット、帽子、手袋、警笛等は不要）。

(3) 審査に合格し、成績証明書の交付を受けた場合は、これを添付して合格証明書の交付申請を行うこと。ただし、成績証明書の有効期限は1年であることに注意すること。

7 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話076-441-2211・内線3045）

